

令和 8 年度船橋市の農地等利用 最適化推進施策に関する意見

船橋市農業委員会

1. 担い手への農地利用の集積・集約化に関すること

(1) 農地の有効利用を図るため、地域の実情を把握している農地利用最適化推進委員の現場活動を中心に貸し手と借り手の調整を行っていますが、市におかれましても、生産者団体や農業協同組合等の関係機関と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化の実現に向けた更なる支援をお願いいたします。

(2) 農業振興地域における農用地区域は、優良農地の確保のために欠かせない区域である一方、農地以外の活用方法が認められていない区域であることから、農業者の高齢化等による離農に伴い遊休農地化する可能性が高い区域でもあります。農地中間管理機構を通じた貸し借りを周知、促進し、地域の担い手が安心して農地を利用できる環境を整えるようお願いいたします。

(3) 地域の担い手の確保が地域の活性化のために欠かせないことから、親元就農者への支援策の拡充をお願いいたします。

(4) 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付ける場合など、地域計画を見直す必要もあることから、少なくとも年に一回は地域計画の実現性を確認し、必要に応じて地域計画の見直しを行うようお願いいたします。

2. 遊休農地の発生防止・解消に関すること

(1) 遊休農地は病虫害発生の温床や鳥獣の住処となり、周囲の営農環境に悪影響を与えることから、農業委員会では遊休農地の実態把握と早期発見のため、農

地利用状況調査を毎年実施しています。市におかれましても、低木伐採のための重機等の貸し出しや除草業者利用料の一部補助など、遊休農地解消のための支援策の拡充をお願いいたします。

(2) 鳥獣被害は農作物への直接的な被害だけでなく、営農意欲の低下による遊休農地の発生に繋がるため、捕獲罟や電気柵設置費用の助成や相談窓口の充実など、県、近隣市等と連携を図りながら、鳥獣被害への支援策の拡充をお願いいたします。

(3) 市民と農業者との相互理解を深めるには、市民農園等で農業を実際に体験し、農業を理解することが重要です。遊休農地を市のふるさと農園として利用するなど、遊休農地の有効活用に向けた取り組みの検討をお願いいたします。

3. 新規参入の促進に関すること

(1) 農業者の高齢化や後継者不足により、担い手の減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、新たな担い手として新規就農者を増加させることは喫緊の課題です。新規就農支援は農地の確保だけでなく、資金、機械、施設等の確保、技術の習得など広範囲に渡るため、ワンストップ相談窓口の設置や市ホームページなどでの情報提供の拡充をお願いいたします。

(2) 新規就農者の負担軽減のため、農業協同組合等の関係機関と協力しながら、農業機械等の貸し出しや離農者が所有する農業機械等の継承を支援する仕組み

の拡充をお願いいたします。

（３）既存農業者のためだけでなく、新規就農者に対する総合的な支援の面からも、農業センターの存在は非常に貴重であると考えています。更なる農業センターの機能強化をお願いいたします。

（４）新規就農者が就農後、想像と現実の違いに困惑し短期間で離農することにならないよう、就農前に地域での農業体験やインターシップを通じて地域の実情を経験できる場の提供を、関係機関と連携の上お願いいたします。

４．その他

（１）都市農地は、農産物を供給する機能だけでなく、防災機能や食育機能といった多面的機能を有し、都市に欠かせないものとなっています。その多面的機能を改めて市民へ周知し、周辺住民の農業への理解、協力を得られるような働きかけをお願いいたします。

（２）子どもたちが地域の農業への理解を深め、農業への関心を育むために、食農教育の意義はますます高まっています。学校教育における食農教育の体系的な導入や学校給食への地場産農産物の一層の活用を推進し、農業の大切さを継続して学ぶ機会の創出をお願いいたします。